

義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件

義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員を次のように委嘱する。

令和3年5月18日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

1 委嘱委員

学識経験者	佐野 友恵
保護者代表	田中 由紀
保護者代表	松本 祐子
関係行政機関職員	粟屋 邦子
関係行政機関職員	宮田 聡
関係行政機関職員	三方 加奈子
関係行政機関職員	阪本 伸子
関係行政機関職員	都志 啓二
関係行政機関職員	中津 洋平

2 委嘱年月日

令和3年5月24日

3 委嘱期間

令和3年5月24日から令和3年8月31日まで

(参考1)

○提案理由

義務教育諸学校教科用図書選定委員会設置に伴う委員委嘱

(参考2)

○西宮市附属機関条例(抜粋)

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

(義務教育諸学校教科用図書選定委員会の特例)

第40条 第2条第3項の規定にかかわらず、義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の8月31日までとする。

2 委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員

佐野友恵	武庫川女子大学短期大学部幼児教育学科 講師
田中由紀	西宮市PTA協議会 副会長
松本祐子	西宮市PTA協議会 事務局
栗屋邦子	西宮市立浜脇小学校 校長
宮田 聡	西宮市立大社中学校 校長
三方加奈子	西宮市立甲陽園小学校 教諭
阪本伸子	西宮市立苦楽園中学校 教諭
都志啓二	西宮市教育委員会学校教育課 課長
中津洋平	西宮市教育委員会学校教育課 係長

以上 9 名

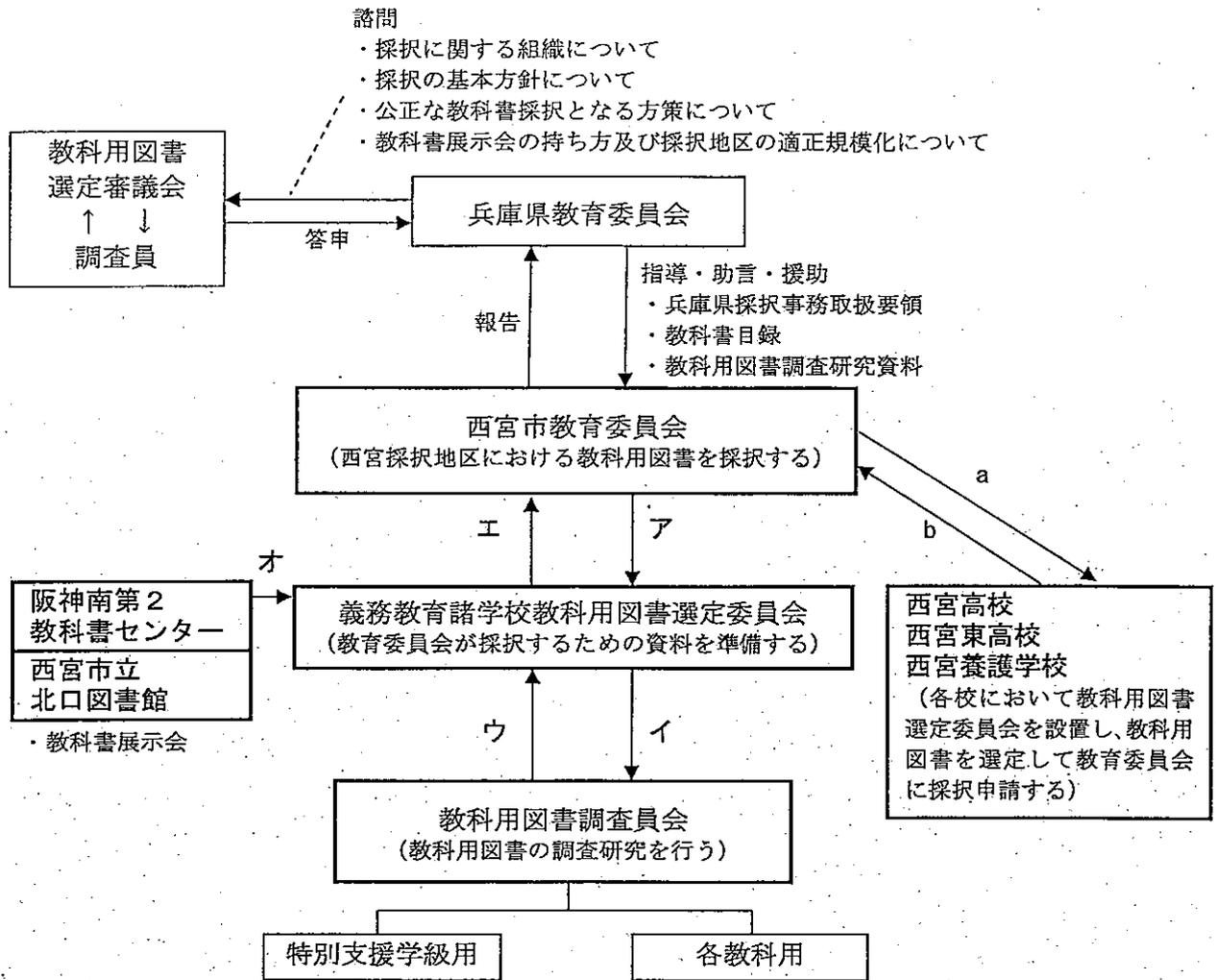
教科用図書選定委員会委員委嘱に係る内規

- 1 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち学識経験者については、教育系の学部または学科を設置している西宮市内の大学から、学長もしくは学部長による推薦者1名を教育委員会会議に提案することとする。
- 2 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち保護者代表については、西宮市PTA協議会からの推薦者2名を教育委員会会議に提案することとする。
- 3 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会の委員については、各校の校長からの推薦者を教育委員会会議に提案することとする。

西宮市教育委員会 学校教育課

令和3年4月1日

◆教科書採択のしくみ



※上記記号の意味

ア 指導・助言・援助

- ・義務教育諸学校の教科用図書採択について、採択のための資料とする教科用図書の調査研究について指示する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

イ 委嘱

- ・調査員に教科用図書の調査研究を委嘱する。

ウ 報告

- ・教科用図書の調査研究結果を報告する。

エ 報告

- ・教育委員会が採択を行うための資料として、教科用図書の調査研究結果をまとめ報告する。

オ 情報提供

- ・教科書展示会において集約した市民等の意見を、参考資料として提供する。

a 諮問、指導・助言・援助

- ・高等学校及び特別支援学校の教科用図書採択において、選定する教科用図書について諮問する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

b 採択申請

- ・選定した教科用図書を採択申請する。

義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。）第50条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(調査員会)

第7条 選定委員会は、採択替えのできる年度及び発行が行われなくなった教科用図書があった場合、教科用図書に関する調査研究を行わせるために必要な調査員会を置く。但し、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うこととなった場合、調査員会の設置については、県教育委員会の指導・助言のもと判断する。

- 2 小学校・義務教育学校前期課程、中学校・義務教育学校後期課程の調査員会は、選定委員会の依頼に応じ、採択の対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行い報告する。
- 3 特別支援学級用の一般図書の調査員会は、国が提示する一般図書契約予定一覧や県が提示する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料を基に推薦する。
- 4 調査研究にあたっては、県教育委員会の調査資料を参考にするとともに、必要に応じて、県教育委員会に指導、助言、援助を求めるものとする。
- 5 調査員会を構成する調査員は、原則として、小学校・義務教育学校前期課程では国語科と算数科13名、社会科と理科7名、特別の教科 道徳5名、その他の教科5名とし、中学校・義務教育学校後期課程では社会科16名、国語科、数学科、理科、外国語科10名、特別の教科道徳5名、その他の教科7名とする。
- 6 特別支援学級用の一般図書の調査員は、5名とする。
- 7 調査員は指導主事、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をもって充てる。
- 8 調査員のうち、指導主事、校長、教頭は学校教育課長が推薦し、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭は各学校から校長が推薦し、選定委員会が委嘱する。
- 9 調査員会を置く期間は、調査員会設置の日から8月31日までとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- この要領は、平成27年4月1日から実施する。
この要領は、平成29年4月1日から実施する。
この要領は、平成30年4月1日から実施する。
この要領は、令和2年4月1日から実施する。
この要領は、令和3年4月1日から実施する。